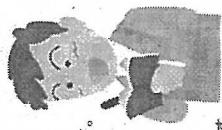


## (4) 休憩・休日について

### Point 3 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

- ① 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には、労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
- ② 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。
- ③ 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には、労使協定※4、就業規則等により適切に規約を定めましょう。
- ④ この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。
- ⑤ 他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき直ぐ適用してください。



### Point 1 休憩は確実に取得できるようにしましょう

- 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
- 休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。
- 特に、次のような例がみられることがありますから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実に取得できるよう徹底してください。

  - 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
  - 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

### Point 4 36協定を締結・届出しましょう

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、原則として年45時間・年360時間（休憩期間が3か月を超過することでのできる時間外労働の上限は、原則として年45時間・年360時間）で労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

時間外労働及び休日労働の上限について  
36協定で定めることのできる時間外労働の対象労働者は、原則として年45時間・年320時間です。  
臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合は、年6か月まで月45時間を超えることができますが、その場合でも時間外労働が年720時間以内と時間外労働と休日労働の合計が年100時間未満としなければなりません。

なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。

時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、「4か月平均」「6か月平均」「3か月平均」

「2か月平均」について、「2か月平均」がすべて1月当たり80時間以内

法律による上限

（時間外労働の上限）

## (5) 賃金について

### Point 1 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

► 労働基準法第24条

賃金はいかなる労働時間についても支払わなければなりません。

労働時間に応じた賃金の算定を行う場合には、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も通常した時間数に応じた算定をしてください。※ I (3)Point 1(P.4)、II Point3(P.14) 参照

#### 賃金の算定となる労働時間

I (3)Point 1(P.4)の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修時間等、I Point3(P.14.1.5)の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間

この労働時間に応じて賃金を算定

また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。※ II Point 2 参照

### Point 2 時間外・深夜夜更増賃金を支払いましょう

► 労働基準法第37条

時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。

※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃率は50%以上です(中小企業については、2023年3月31日まで適用が猶予されています。)。

深夜業(午後10時から午前5時までの労働)に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

### Point 3 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

► 最低賃金法第4条

賃金は地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。

地域別最低賃金は、産業や職種にかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

#### 支払う賃金額と最低賃金額との比較方法

当該期間における 所定労働時間数 (日、週、月等に よつて定められた 時間)	最低賃金額 (時間額)
時間によって定められた賃金 (時間給)	

## (6) 年次有給休暇について

### Point 1 非正規雇用労働者にも年次有給休暇を付与しましょう

► 労働基準法第39条

非正規雇用労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

#### 年次有給休暇の付与の要件

全労働日の  
8割以上出勤

6か月経過

6か月

契約期間 1か月	契約期間 1か月	契約期間 1か月	契約期間 1か月
契約期間 1か月	契約期間 1か月	契約期間 1か月	契約期間 1か月

例えば

6か月継続勤務  
と判断される場合  
①付与

年次有給休暇

の付与

所定労働日数少ない労働者に対しては、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

#### 年次有給休暇の日数

週所定 労働時間 30時間 以上	週所定 労働日数 ※	週入日から起算した連続勤務期間ごとの年次有給休暇日数						
		1年間の所定 労働日数	6か月 6か月	6か月 6か月	3年 6か月	3年 6か月	5年 6か月	5年 6か月
	5日以上	217日以上			10日	11日	12日	14日
	4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日
30時間 未満	3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日
	2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	6日	6日	7日
	1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	3日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

#### 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日(年次有給休暇付与日)において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。  
ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、翌入日の日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数について、過去6か月の労働日数を2倍したものと「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。  
協定の年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられました(労働者や有期雇用労働者も含まれます。)。  
労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、5年間(当分の間は3年間)保存する必要があります。

**Point 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう**

- 年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- 例えば、精算手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されます。

## (7) 解雇・雇止めについて

**Point 1 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう**

- 解雇・雇止めの場合は、有期労働契約第19条、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条ほか
- やむを得ず労働者の解雇を行なう場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- 予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じた解雇予告手当を支払う必要があります。



有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。  
 ※ 3回以上更新されているか1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除きます。  
 実質的に期間の定めのない契約と変わらないといえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めをすることが、「客觀的」に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないときは、雇止めが認められません。従来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。  
 労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

### 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」

(平成15年厚生労働省告示第357号)について

有期労働契約については、契約更新の権利返しにより、一定期間雇用を終了したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させるなどのいわゆる「僵止」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るため、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が購入すべき措置について定めたものです。

**Point 2 解雇について労働契約法の規定を守りましょう**

- 期間の定めのない労働契約の場合は、労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。
- 期間の定めのある労働契約（有期労働契約）の場合
- 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

## (8) 労働者名簿、賃金台帳について

**Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう**

★ 労働基準法第107条 第108条 第109条  
 労働者の労務管理を行つたため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。  
 また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度屋れるごとなく記入しなければなりません。  
 これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等	労働者名簿	賃金台帳
保存期間	労働者の退職等の日から5年間 (当分の間は3年間)	最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の賃金支払期日のいすれか早い日から5年間 (当分の間は3年間)	

## (9) 安全衛生の確保について

**Point 1 衛生管理体制を整備しましょう**

★ 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条、第18条ほか  
 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。  
 常時10人以下50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。  
 これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

**Point 2 健康診断を確実に実施しましょう**

★ 労働安全衛生法第66条 第66条の4、労働安全衛生規則第43条 第44条 第45条 第51条の2ほか  
 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、  
 雇入れの際  
 1年以内ごとに1回 ※  
 深夜業等の特定業務に常時從事する者について、  
 6か月以内ごとに1回  
 定期に健康診断を実施しなければなりません。  
 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。  
 ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は予定されることが予定されている者  
 ② 週の労働時間数が通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者  
 なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。  
 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。

## Point ③ ストレスチェックを実施しましょう

※労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の9ほか

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年内に1回、定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

## Point ④ 過重労働による健康障害を防止しましょう

※過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置、労働安全衛生法第65条の8ほか

- 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。

〔平成18年3月17日付け基第録第0317008号、令和2年4月改正〕の主な内容

- ・規制外・休日労働の削減
- 36協定は、限度基準((3) Point4参照)に適合したものとしてください。
- 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- ・労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 時間外・休日労働が1月あたり300時間を超え、疲労の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

## Point ⑤ 労働災害の防止に努めましょう

- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多い労働環境や転倒災害の防止に取り組んでください。
- 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
  - 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
  - 募集の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアル  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html))
  - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html))
  - 働く人に安心な店舗・施設づくり推進運動  
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)
  - STOP転倒災害プロジェクト  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html))
  - ノロウイルスに関するQ&A  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html))
- 労働者に対しては、震入れ脂及び性器内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配慮しましょう。

## (10) 労働保険について

### Point ① 労働保険の手続を取りましょう

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険です。
- 介護労働者を含む労働者を一人でも雇っているれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険の手続を取る必要があります。

### 券面保険

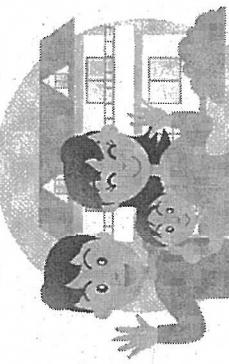
#### 労災保険とは

- 労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や家族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

#### ■労災保険の対象となる労働者

- 労働契約の期間や労働時間の最短にかかわらず、すべての労働者が労災保険の対象となります。

- ① 1週間に所定労働時間が20時間以上あること
- ② 31日以上の雇用見込みがあること



### Point ② 過重労働による健康障害を防止しましょう

- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が

- 多い労働環境や転倒災害の防止に取り組んでください。

#### 以下のがドライイン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。

- 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
- 募集の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアル  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html))
- 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html))
- 働く人に安心な店舗・施設づくり推進運動  
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)
- STOP転倒災害プロジェクト  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html))
- ノロウイルスに関するQ&A  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchi/kamenryobou/040204-1.html))



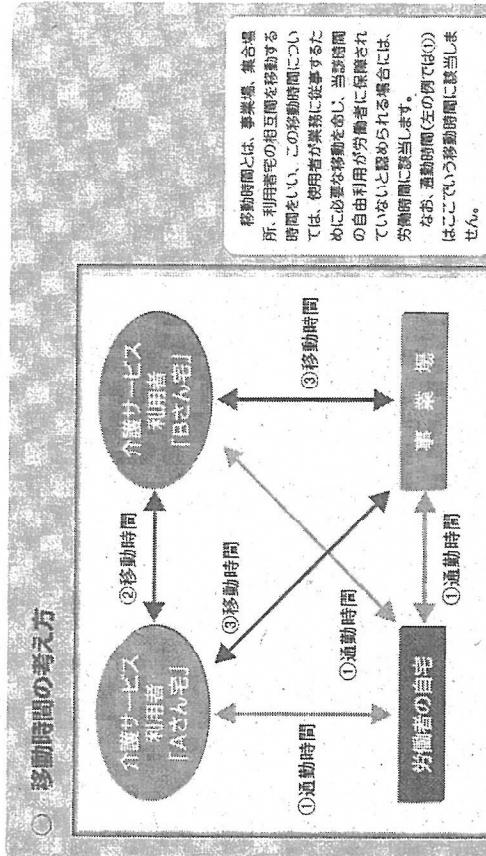
## II 訪問介護労働者に関する事項

### ○ 訪問介護労働者と労働基準法

- このパンフレットでいう「訪問介護労働者は、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める範囲内に従事する記録介護員又は介護職員又は介護労働者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に從事する労働者を指します。
- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものであります。
- 移動時間、待機時間等についても、以下のようないふ場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ I(3) Point 1 (P.4) 参照

### Point ③ 移動時間等が労働時間として適正に把握しましょう

◆ 労働基準法第32条は



### Point ① 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう ◆ 労働基準法第106条

- 就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I)(C)Point 3 (P.3)参照)事業場における就業規則は、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。

### Point ② 休業手当を適正に支払いましょう ◆ 労働基準法第26条

- 使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければなりません。※ I(5) Point 1 (P.7) 参照
- 利用者からのキャンセル、利用階層の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。



使用者の責に帰すべき事由に該当する場合

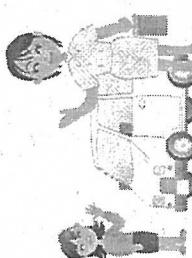
使用者の責に帰すべき事由に該当する場合

## 訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付交付基號第0827001号

自家から Aさん宅 へ直行	Aさん宅で 介護サー... ビス	白さん宅 へ移動	空き時間	日さん宅で 介護サー... ビス	自家へ 直帰
← 労働時間 →	← 労働時間 →	← 労働時間 →	← 労働時間 →	← 労働時間 →	← 労働時間 →

このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間・Bさん宅への移動時間及びDさん宅での介護サービス提供時間なども含みます。移動時間はBさん宅への移動時間であり、それ以外の空き時間として取り扱うべきではありません（Aさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要はありません）。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。

訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う

訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することはありません。

当社A事業場では、過去3ヶ月間において移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間を15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賞金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した移動分の賞金を追加して支払うことを検討しておりますが、可能ですか。

移動時間も含め労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間を確認し、記録する必要があります。移動による賃金は、このようにして把握します。

労働時間に基づき算定するのが基本となります。

この質問のように、事務処理の簡素化のため移動による賃金を定額制とすることは、実労働時間に基づき支払う場合に超過分を支払うのであれば、労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制を取り入れても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

卷之三

待機時間については、使用者が急な需要時に応じて事業場等において待機を命じ、当該時間の自由時間が労働者が労働者に保障されないなど認められる場合には、労働時間に該当します。

